

# 駒岡小学校いじめ防止基本方針

(令和8年4月改訂)

## 【はじめに】

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こりうる」という認識のもと、本校児童が楽しく豊かな学校生活を送ることができるいじめのない学校をつくるために、「駒岡小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」を以下に示す。

- 学校、学級内にいじめを許さない雰囲気をつくります。
- 児童、教職員の人権感覚を高めます。
- 児童と児童、児童と教員をはじめとする校内における温かな人間関係を築きます。
- いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、早期に解決します。
- いじめ問題について、保護者・地域そして関係機関との連携を深めます。

## 1. 「いじめ」とは

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものである。

(いじめ防止対策推進法第2条より)

## 【具体的ないじめの様態】

- \*冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- \*仲間はずれ、集団により無視をされる
- \*軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- \*ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- \*金品をたかられる
- \*金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- \*嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- \*パソコンや携帯電話、スマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

(国の「いじめの防止等のための基本的な方針」より)

## 2. 駒岡小学校いじめ防止プログラム

### <学級・児童への指導>

- ・児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- ・話し合いを適宜取り入れ、分かる授業を行い、児童に基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を育てる。
- ・道徳の学習や学級指導等を通して思いやりの心や児童一人一人がかけがえのない存在であるという自他尊重の思いを育む。

- ・「いじめは決して許されないこと」という認識を児童がもつことができるよう、様々な活動の中で指導する。
- ・見て見ぬふりをするのは「いじめ」につながることや、「いじめ」を見たら教師や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。また、その際に知らせることは決して悪いことではなく必要なことであることも併せて指導する。

これらを実現するための具体的な手立てとして、以下のことに取り組んでいく。

#### ①道徳の授業改善

継続的に道徳の授業研究に取り組み、授業力向上に努めていく。その中で、いじめを許さない心情を育んだり、いじめが起きた時に周りの子がその解決に向けて正しく行動したりすることができるようになることを目指していく。

#### ②人権教育の推進

法務局の協力のもと、全学年において人権教室を実施していく。

#### ③子どものネットモラルの向上

SNS等におけるいじめを未然に防いだり、解決方法について理解を深めたりするために、全学年を対象としてネットモラルの授業を実施していく。

#### ④児童主体のいじめ防止の取組推進

児童会活動を中心とした児童主体のいじめ防止の取組を、駒岡小学校いじめ防止対策の年間計画に位置付け、推進していく。

### <担任（教職員）として>

- ・児童一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係を深める。
- ・児童が自己実現を図れるように、子どもの主体性を大切にした授業を日々行うことに努める。
- ・児童の思いやりの心や命を大切にする心情を育む道徳教育や学級指導の充実を図る。
- ・様々な教育活動を通して全教職員が「いじめは決して許されないこと」という姿勢を児童に示す。
- ・児童一人一人の変化に気付くことができる鋭敏な感覚をもつように努める。
- ・児童や保護者からの話を親身になって聞く姿勢をもつ。
- ・「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等「いじめ問題」についての理解を深める。教職員は児童一人一人の人権を大切にし、自己の言動を振り返るようにする。
- ・問題を抱え込まないで、管理職や同僚と情報共有する。

これらを実現するための具体的な手立てとして、以下のことに取り組んでいく。

#### ①いじめへの理解を深めるための教職員研修

本校の全教職員が本校のいじめ防止基本方針について正しく理解するために教員研修を実施し、全教員がいじめへの理解を深め、法に基づいた適切な対応を行えるようにする。

#### ②子ども理解に関する教職員研修

教育委員会で毎年行っている「子ども理解に関する研修会」の資料をもとに、全教職員に対し当該研修を実施し、教職員の子どもに対する理解を深められるようにする。加えて、必要に応じて専門家を招き、「子ども理解」の具体的な方法や対処に関する研修を行う。

#### <学校全体として>

- ・全教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくる。
- ・「いじめ問題・児童理解」に関する校内研修を行い、「いじめ等」について本校教職員の理解と実践力を深める。
- ・学校として「いじめは絶対に許されない」ということと、「いじめ」に気付いた時には、すぐに担任をはじめ周りの大人に知らせることの大切さを児童に伝える。
- ・いつでも、誰にでも相談できる体制の充実を図る。
- ・いじめに関する情報は全教職員で共有し、学校としての対応を強化する。

これら実現するための具体的な手立てとして以下のことに取り組んでいく。

#### ①いじめ対策委員会の設置

校務組織にいじめ対策委員会を位置付け、委員が中心となっていじめ防止に関する教育活動の改善に努めるとともに、教職員に対する研修等の企画・運営に取り組んでいく。また、いじめに関する情報を得たとき、教頭に報告の上、当委員会を開催し、学校としての対応体制をつくる。

- (1) 組織の責任者は校長とし、いじめの防止等に係る全ての取組は、校長の監督の下、行う。
- (2) 構成員については、管理職、主幹教諭、保健主事、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、その他関係の教職員を必須とし、必要に応じて弁護士、医師、警察官経験者、教育学者などの外部専門家等や地域の関係者などとする。
- (3) いじめの疑いを把握した場合は、いじめ対策委員会で速やかに対応する必要があることから、構成員全員がそろわない場合でも、出席可能な構成員のみで会議を開催する。その場合、内容については定例の会議で再度確認する。
- (4) 校長が不在時は教頭が、教頭も不在の場合は主幹教諭が組織運営を担う。校長不在時の対応については、責任者である校長に報告し決裁を得る。
- (5) 構成員がやむを得ず会議に参加できない場合には、会議日以外に個別に意見を求める。
- (6) 本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、児童や保護者へのいじめ防止の啓発等に関することを行う。
- (7) 「いじめ対策推進担当」を校務分掌に位置付け、いじめに関する教育活動の改善や教員研修の企画・運営、いじめ及びいじめが疑われる事案についての対応について学校の中心となって取り組んでいく。
- (8) いじめの相談があった場合には、事実関係の把握、関係児童や保護者への対応等について協議する。なお、いじめに関する情報については、児童の個人情報の取扱い

を考慮しながら、本校の教職員で共有する。

## ②いじめ対策委員会の定例会議について

- (1) いじめ対策委員会の定例会議の開催予定日を毎月1回、年間計画に位置付ける。
- (2) 毎月の定例会議において、いじめの認知や解消の件数及び認知した個別の対応状況を確認する。
- (3) いじめに係るアンケート実施後に、アンケート結果や面談等の内容について検討するために、会議を必ず開催する。
- (4) 会議録を作成し、校長の決裁を得る。また、個別の対応状況については、会議録とは別に記録する。

## ③いじめの見逃しや一部の教職員による抱え込みを防ぐための取組について

- (1) 「いじめ見逃しゼロ」を徹底するために、認知及び解消については、担任などの個人に委ねず、いじめ対策委員会で判断することを徹底する。
- (2) 国の方針で定められている、いじめの解消の目安である3か月に至るまでの間、教職員による見守りを実施するとともに、被害児童生徒及び保護者との面談等を通じて、心身に苦痛を感じていないかを継続的に確認する。加えて、加害児童生徒の保護者に対しても、学校における状況等を共有し、保護者と連携して指導と見守りを行う。
- (3) いじめの解消の判断は、事案対処後3か月を目途として、被害児童生徒及び保護者との面談等による確認の結果を踏まえて、学校いじめ対策組織において行う。

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。

- ①被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われたものを含む。）が止んでいる状態が、少なくとも3か月以上継続していること。ただし、この期間は、いじめの被害の重大性等を考慮し、学校の設置者又は、学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。
- ②被害児童生徒が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

- (4) 複数の教職員がそれぞれ集めたいじめに関する情報は、ICTも活用し、いじめ対策委員会において集約と共有を図る。また、アンケートの結果など過年度の情報も含め、児童生徒ごとに個別の情報をまとめるなどして、経年的に把握できるようにする。

## ④学校の取組の評価について

- (1) 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の成果検証を行うために、学校評価の評価項目にいじめの防止等の取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に関する項目を位置付ける。

(2) 学校評価において目標の達成状況等を評価し、取組の改善につなげる。

#### ⑤個別の対応状況に関する記録及び引継について

- (1) いじめに関する個別の対応状況に関する記録及び自殺念慮や自殺企図などの情報については、児童生徒の進級・進学や転学に当たって、次の学年・学校に確実に引き継ぎ、指導や支援につなげることを徹底する。
- (2) 悩みやいじめに関するアンケート調査データは、小学校から中学校に引き継ぐ。

#### ⑥緊急時の対応について

- (1) 緊急性が高いと判断した事案や、いじめの重大事態につながるものが懸念される事案については、速やかに教育委員会に報告する。
- (2) 緊急性が高いと判断した事案や、いじめの重大事態につながるものが懸念される事案が報告された場合は、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤーなどの活用も含めて教育委員会と連携して対応に当たる。

#### ⑦インターネット上のいじめの防止

- (1) インターネット上に誹謗中傷を書き込むなどの行為は、取り返しのつかないことになることや、犯罪行為につながる可能性があることなど、ネット上のいじめ防止に係る指導を行う。
- (2) 情報モラル教育の推進に当たっては、「小中一貫した教育」のパートナー校及び家庭や地域と連携しながら、子どもの発達段階に応じた系統的な指導を行う。

#### ⑧いじめの重大事態発生時の対応

いじめの重大事態が発生した場合は、学校から教育委員会に報告する。

いじめの重大事態とは

- ①児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。具体的には次のようなケースなどが想定される。
  - ・児童生徒が自殺を企図した場合
  - ・心身に重大な傷害を負った場合
  - ・金品等に重大な被害を被った場合
  - ・精神性の疾患を発症した場合
- ②いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。  
※「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とする。

#### ⑨児童生徒及び保護者、地域等への説明

- (1) 入学時及び各年度の開始時に児童生徒の発達の段階に応じて方針を説明し、いじめについての理解を図り、いじめの防止等の取組を推進する。
- (2) 同様に保護者や関係機関等に方針を説明し、いじめの定義や学校の取組に対しての共通理解を図り、連携・協議していじめの防止に当たる体制づくりにつなげる。

- (3) 方針を学校のホームページに掲載し、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるようにする。

<保護者・地域等との連携協力>

- ・保護者・地域等との連携を密にし、家庭・地域と学校で情報を共有し、児童が発するサインを見逃さず即時対応する。
- ・「いじめ問題」の解決には、学校、家庭、地域の連携を深めることが大切であることを学校便り等で伝え、理解と協力をお願いする。
- ・いじめの問題への対応の仕方や、自己肯定感、自己有用感を高めるための子どもへの関わり方などについて策定した啓発資料を保護者に配付する。
- ・インターネット上のいじめを防止するために、インターネットの使い方に関して、家庭での安全な利用等について啓発していく。
- ・児童の命や安全を守ることを最優先に、いじめが犯罪行為に相当し得ると考えられる場合には、学校として警察への相談・通報を行い適切な援助を求める場合がある。

**3. 「いじめ」の早期発見・早期対応について**

<早期発見にむけて>

- ・児童の様子を、担任をはじめとする多くの教職員で見守り、気付いたことを共有する場を設けるなど学校として組織的に対応する。
- ・悩みやいじめに関するアンケート調査を年3回実施し、結果から教育的予防と早期発見、早期対応を教職員全体の共通認識のもとに行う。
- ・アンケート調査等を活用し、児童の人間関係や学校生活等の悩みの把握に努め、ともに解決していこうとする姿勢を示して、児童との信頼関係を深める。

これらを実現するための具体的な手立てとして、年間を通して切れ目のない情報収集を実施する。

4月～5月	前担任からの引継ぎをもとに子どもの様子を見守る。
6月～10月	学校独自のアンケートを実施し、児童全員と個別の話合いをもち、より深く子どもの様子を見守る。
11月～1月	市教委のアンケートを実施し、児童全員と個別の話合いをもち、より深く子どもの様子を見守る。
2月～3月	6月、11月のアンケートや日常の看護をもとに、より深く子どもの様子を見守ると共に、学校独自のアンケートを実施し、児童全員と個別の話合いをもつ。

アンケート実施後は担任が内容確認し、さらにいじめ対策委員会が全校児童の結果を集約することで、いじめ及びいじめが疑われる事案について見落としがないよう、迅速で組織的な対応をしていく。

### <いつでも、誰にでも相談できる体制づくり>

- ・いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを児童に伝えていく。
- ・いじめられている児童や保護者からの訴えは親身になって聞き、児童の悩みや苦しみを受け止め、児童を支え、いじめから守る姿勢をもって対応することを伝える。
- ・いじめられている児童が自信や自己肯定感を感じられるような励ましを行う。
- ・いじめに関する相談を受けた教職員は、教頭に報告するとともに、いじめ対策委員会を通して校内で情報を共有するようにする。

これらを実現するための具体的な手立てとして、以下のことに取り組んでいく。

### **子どもの声を聴き、子どもの困りや悩みを把握する手立て**

#### ①担任からの細やかな声かけ

様子に変化が感じられる児童には、教師は積極的に声かけを行い、児童に安心感をもたせる。

#### ②心の健康観察アプリ「シャボテンログ」の活用

児童の心と身体の状態を毎日確認し、その些細な変化を可視化して把握する。そして、その情報を基に見守りや声掛け、教育相談を実施するなど、児童が安心して学校生活を送るための支援を行う。

#### ③年間2回の個人懇談の実施

個人懇談を年間2回実施し、児童の様子について保護者と話し合うことができるようにする。

#### ④スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用

児童、保護者、学校がいつでもスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと連携することができる体制を整える。

#### ⑤いじめに関する電話相談窓口の周知

児童、保護者に対して「相談窓口周知カード」を配付し、いじめや悩みについて相談できる様々な機関があることを周知する。

### <早期の解決のために>

- ・教員が気付いた、あるいは児童や保護者から相談があった「いじめ」について、事実関係を早期に把握する。その際、被害者、加害者といった二者関係だけではなく、構造的に問題を捉える。
- ・事実関係を把握する際には、いじめ対策委員会を中心とした組織的な体制のもとで行う。
- ・いじめている児童に対しては、「いじめは絶対に許されない」という姿勢で臨み、まずはいじめをすぐに止めさせる。
- ・いじめることが、相手を深く傷つけ、苦しめているということに気付かせるような指導を行う。
- ・いじめを行ってしまう気持ちを聞き、その児童の心の安定を図る指導を行う。
- ・事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学校での指導、家庭での指導や対応の仕方について、学校と連携し合っていくことを伝えていく。

これらを実現するための具体的な手立てとして、以下のことに取り組んでいく。

①いじめ対策推進担当（担任外）がコーディネーターの役割を果たす

いじめ及びいじめが疑われる事案が発生した場合は、いじめ対策推進担当がいじめ対策委員会の中心となり、対応策や児童の心のケア、保護者への連絡内容について具体的にまとめていく。どんな事案に対しても、情報を共有して組織的に対応に取り組んでいく。

②事実関係の把握

いじめ対策委員会において、聞き取りを行う教職員の役割を分担し、関係するすべての児童への聞き取りを行う。

③いじめられた児童生徒の安全・安心を確保

いじめられた児童の心配や不安を共感的に聴き取り、必要に応じて養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを活用しながら心のケアに努める。

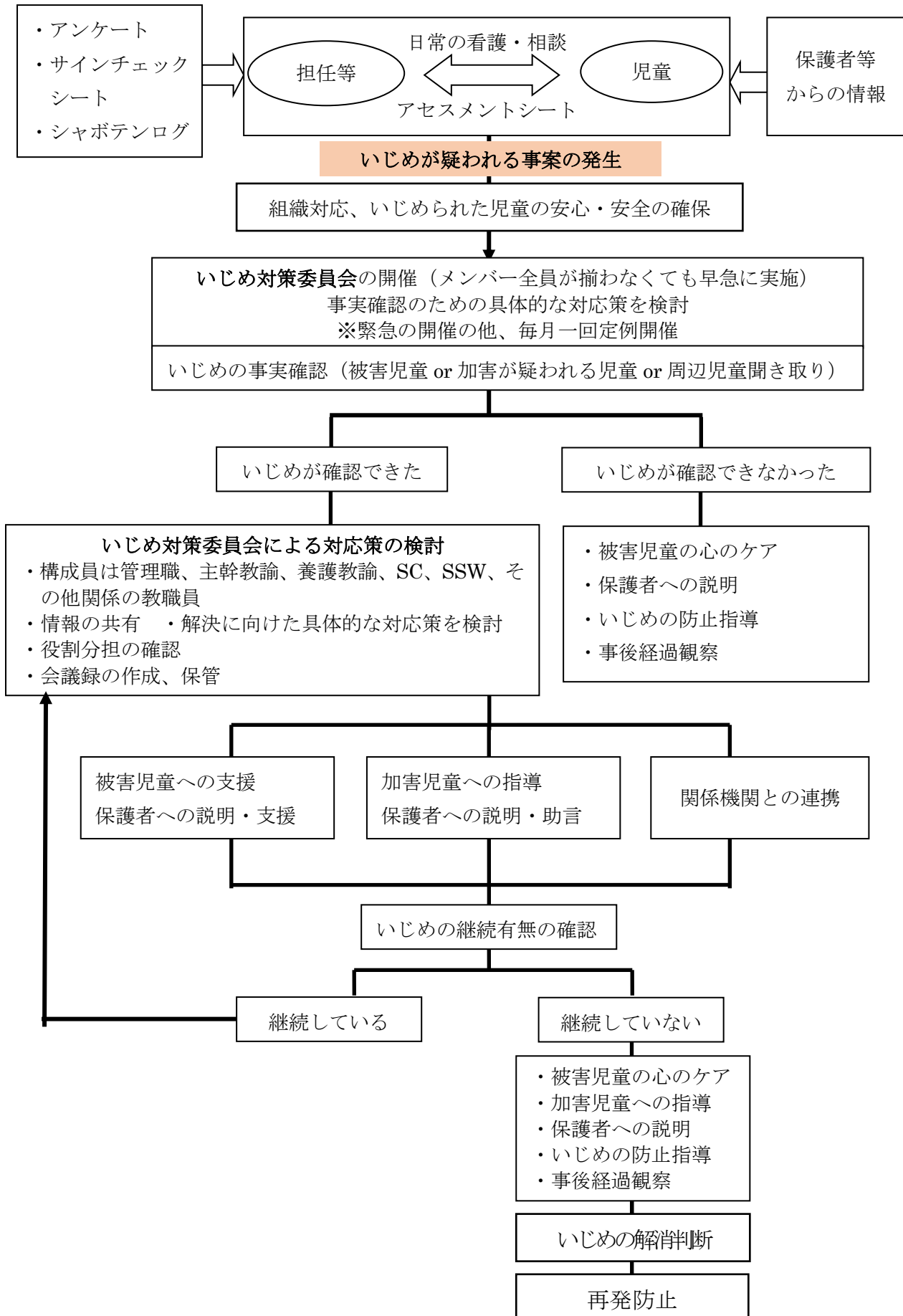
④いじめた児童への解決に向けた働き

いじめた事実の確認に留まらず、いじめた児童の抱える問題に目を向ける。いじめを受けた児童に本心から謝罪できるようにし、人間関係の修復に努める。

⑤保護者への対応

いじめられた児童・いじめた児童の家庭には、把握した情報を正確に迅速に伝え、速やかな対応を行う。

【いじめ対応フローチャート】



# 令和8年度 駒岡小学校いじめ防止対策 年間計画

令和8年4月23日  
いじめ対策委員会

月	いじめ防止対策の取組	切れ目のない看護体制
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○規律、学習ルールの確立</li> <li>○いじめを許さない学級風土の確立</li> <li>○ネットモラルに関わる学習</li> <li>○校内まなびの支援委員会での職員間の情報共有</li> <li>○学習参観懇談での保護者との情報共有</li> <li>○学校教育説明会での本校のいじめ対策の取組の説明</li> <li>○いじめ対策委員会の実施…4月23日(木) ※SC 参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○全担任からの引継ぎをもとに子どもの様子を見守る</li> </ul> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>○専科指導やブロック合同授業、異学年交流の場、シャボテンログなど複数の教職員の目で見守り、情報共有を行っていく</li> </ul> </div>
5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○個人懇談①での保護者との情報共有</li> <li>○いじめ対策委員会の実施…5月7日(木) ※SC 参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○個人懇談①での情報共有をもとに子どもの様子を見守る</li> </ul>
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校独自の「悩みやいじめに関するアンケート」実施…6月6日(土)</li> <li>○アンケートに関する児童全員との個別面談の実施</li> <li>○保護者への聞き取り内容の連絡と情報共有</li> <li>○いじめ防止に関わる教職員研修の実施…6月15日(月)</li> <li>○いじめ対策委員会の実施…6月18日(木) ※SC 参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○担任や必要に応じて担任外による児童全員との個別面談を実施し、情報を共有する</li> </ul>
7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ネットモラルに関わる学習</li> <li>○いじめ対策委員会の実施…7月23日(木) ※SC 参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童の SNS 利用の現状等を把握し、情報共有を行う</li> </ul>
8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○長期休業明けの子どもの様子を見守り強化(学期スタート前心配な子への連絡含む)</li> <li>○運動会に向けた取組を通し、連帯感・集団への帰属意識を育む指導・支援</li> <li>○いじめ対策委員会の実施…8月27日(木) ※SC 参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○休み明けの児童の様子の変化を見逃さないよう見守りを強化する</li> </ul>
9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもの命の大切さを見つめ直す月間</li> <li>○全学級道徳の学習による参観授業…9月2日(水)</li> <li>○SCによる講演会(保護者・教職員参加)…9月2日(水)</li> <li>○いじめ対策委員会の実施…9月10日(木) ※SC 参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童主体のいじめ防止対策の推進(児童会中心の取組)</li> </ul>
10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保護者との連携に関する教職員研修会実施…10月5日(月)</li> <li>○いじめ対策委員会の実施…10月22日(木) ※SC 参加</li> <li>○市教委「悩みやいじめに関するアンケート」実施…10月23日(金)</li> <li>○アンケートに関する児童全員との個人面談の実施</li> <li>○保護者への聞き取り内容の連絡と情報共有</li> <li>○人権教室全学年実施…10月26日(月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○担任や必要に応じて担任外による児童全員との個別面談を実施し、情報を共有する</li> </ul>
11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学習発表会に向けた取組を通し、連帯感・集団への帰属意識を育む指導・支援</li> <li>○いじめ対策委員会の実施…11月5日(木) ※SC 参加</li> <li>○校内まなびの支援委員会での職員間の情報共有</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○情報共有をもとに全教職員で児童の様子を見守る</li> </ul>
12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○個人懇談②での保護者との情報共有</li> <li>○いじめ対策委員会の実施…12月3日(木) ※SC 参加</li> <li>○ネットモラルに関わる学習</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○個人懇談①での情報共有をもとに子どもの様子を見守る</li> </ul>
1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○長期休業明けの子どもの様子を見守り強化(学期スタート前心配な子への連絡含む)</li> <li>○いじめ対策委員会の実施…1月28日(木) ※SC 参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○休み明けの児童の様子の変化を見逃さないよう見守りを強化する</li> </ul>
2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校独自の「悩みやいじめに関するアンケート」実施…2月10日(水)</li> <li>○アンケートに関する児童全員との個別面談の実施</li> <li>○保護者への聞き取り内容の連絡と情報共有</li> <li>○SCによる授業(6年)…2月16日(火)</li> <li>○いじめ対策委員会の実施…2月25日(木) ※SC 参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○担任や必要に応じて担任外による児童全員との個別面談を実施し、情報を共有する</li> </ul>
3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○SCによる授業(4・5年)…3月9日(火)</li> <li>○いじめ対策委員会の実施…3月11日(木) ※SC 参加</li> <li>○次年度に向けた引継ぎ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○次年度に向けた引継ぎにおける情報整理</li> </ul>